

別紙□

回 答 書

一、今后現在營業方針ニ重大ナル變化ナキ限り解雇セザルコト

但シ不都合ノ所爲アリタルモノ又ハ社會一般ニ見テ萬已ムヲ得ザル事情ト認ムル場合ハ此限りニアラズ

二、下キキニ關スル件

(イ) 説明者、樂士ハ廢止セズ

(ロ) 若シ已ムヲ得ズ廢止スル場合ハ三ヶ月前ニ豫告スルカ又ハ豫告手當トシテ三ヶ月分ヲ支給ス

三、解雇退職手當ニ關スル件

(イ) 従業員ヲ解雇スル場合ハ給料ノ二ヶ月分ヲ支給ス

(ロ) 右ノ外勤續三ヶ年以上ノ者ニ對シテハ勤續一ヶ年毎ニ給料半ヶ月分ヲ年功ノ手當トシテ加給ス

(ハ) 承認

(ニ) 承認

四、昇給ニ關スル件

(イ) 減給セシモノナシ

(ロ) 責任者ノ考慮ニ待タレタシ

(ハ) 今后昇給ノ時ヲ定メズ業績ヲ參酌シ適宜之ヲ行フ
其賞與ハ年二回業績ニヨリテ之ヲ支給ス

六、總會ノ決議ナルニヨリ次期總會迄保留ス

七、負傷疾病ニ關スル件

(イ) 公傷ノ場合ハ治療費全額休業中ノ給料全額並ニ傷害見舞金ヲ支給ス

(ロ) 承認ス (但シ醫師診斷書ニ添へ出勤届ト共ニ提出スルコト)

(ハ) 承認ス (但シ責任者ノ承認ヲ得タルモノニ限ル)

八、兵役服務ノ爲メ缺勤スル場合ハ左ノ項ニヨリ支給ス

(イ) 檢閲點呼勤務演習應召ノ場合ハ金額支給ス